○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宇和島市吉田町立間尻字ハリガタニ甲七番一地先から同市吉田町立間尻字ハリカ谷甲七番五地先まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十一日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　宇和島市吉田町立間尻字ハリガタニ甲七番一地先から同市吉田町立間尻字ハリカ谷甲七番五地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年五月三十一日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する再質問主意書（初鹿明博提出）

ＪＡＳＲＡＣ（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問主意書（宮崎岳志提出）

学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問主意書（宮崎岳志提出）

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問主意書（宮崎岳志提出）

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問主意書（宮崎岳志提出）

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問主意書（宮崎岳志提出）

議事日程

五月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号

平成二十九年五月三十日（火曜日）

午後一時開議

第一　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百九十二回国会、内閣提出）

第四　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第五　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

参議院

議案受領（予備審査）

五月二十九日衆議院から次の議案が送付された。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第一八号）

議案付託

五月二十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）　法務委員会に付託

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）　外交防衛委員会に付託

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第五七号）　厚生労働委員会に付託

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）　経済産業委員会に付託

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）　国土交通委員会に付託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六三号）　環境委員会に付託

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

質問主意書転送

五月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の新三要件との関係等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一六号）

河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一七号）

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（五月二十七日）　石井　伸興　大西　直樹

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はイタリア国及びマルタ国へ出張のところ五月二十八日帰朝した。